

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名: 森林政策課)

1	施設名	滋賀県立近江富士花緑公園												
2	施設の概要	敷地面積 522,185㎡ 延床面積 2,397.1㎡ 施設構造 木造一部2階建(主要施設 ふるさと館)												
		施設内容 (所在地) 野洲市三上519 (設置目的) 県民に四季を通じて花と緑に親しむことができる場および森林を利用した保健休養の場を提供することにより、県民の緑化意識を高めるとともに、豊かな心の醸成および健康の増進を図る。 (設置年月) 平成4年4月												
3	募集概要	募集方法	公募											
		募集要項配布期間	令和5年8月15日 ~ 令和5年9月29日											
		申請受付期間	令和5年9月19日 ~ 令和5年9月29日											
		指定期間	令和6年4月1日 ~ 令和11年3月31日(5年間)											
		管理業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設および園地の維持管理に関する業務 県民の緑化意識を高め、森林・林業に対する理解を深めるための行事の実施 休憩・宿泊・研修等のための施設の提供 使用に係る料金の収受に関する業務 その他花緑公園の管理運営に必要と認められる業務 											
	管理料参考額	251,650,000円(消費税および地方消費税を含む。)												
4	応募状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">申請者</th> <th rowspan="2">グループの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県守山市洲本町 1215番地</td> <td>近江富士 楽えんパートナーズ</td> <td>守山環整株式会社、株式会社山田園芸、株式会社テクノス総合メンテナンスサービス</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">合計</td> <td>1者</td> </tr> </tbody> </table>		申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名称	滋賀県守山市洲本町 1215番地	近江富士 楽えんパートナーズ	守山環整株式会社、株式会社山田園芸、株式会社テクノス総合メンテナンスサービス	合計		1者
申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)												
所在地	名称													
滋賀県守山市洲本町 1215番地	近江富士 楽えんパートナーズ	守山環整株式会社、株式会社山田園芸、株式会社テクノス総合メンテナンスサービス												
合計		1者												
5	審査の概要および結果	審査方式	滋賀県琵琶湖環境部指定管理者選定委員会において、応募者からの申請書類の審査やヒアリングを実施し、審査基準に基づきあらかじめ定めた審査内容ごとに採点を行い、その結果に加えて、事業計画の内容や計画実行の能力等、指定管理者としての適確性を総合的に判断し、候補者として選定する。											
		選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	西田 貴明 (京都産業大学生命科学部 准教授) 木村 靖 (野洲市観光物産協会会長) *高橋 卓也 (滋賀県立大学環境科学部 教授) 疋田 久美 (公認会計士) 加藤 みゆき (森林環境学習「やまのこ」事業専任指導員、自然保育指導者)											
		審査基準	別紙参照											
		審査経過	第1回滋賀県琵琶湖環境部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和5年7月4日 (内容) 募集要項および審査基準の検討・策定 第2回滋賀県琵琶湖環境部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和5年10月26日 (内容) 申請者からのヒアリング・審査・候補者の選定											

審査結果	指定管理者の候補者	近江富士 楽えんパートナーズ																																						
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>選定基準1 (配点10点)</th> <th>選定基準2 (配点40点)</th> <th>選定基準3 (配点25点)</th> <th>選定基準4 (配点20点)</th> <th>選定基準5 (配点5点)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近江富士 楽えんパートナーズ</td> <td>8.6</td> <td>30.8</td> <td>18.2</td> <td>15.0</td> <td>4.5</td> <td>77.1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※点数は各委員の平均値 (100点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近江富士 楽えんパートナーズ</td> <td>72.5</td> <td>89.5</td> <td>81.5</td> <td>70.5</td> <td>71.5</td> <td>385.5</td> <td>77.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近江富士 楽えんパートナーズ</td> <td>247,713,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】</p> <p>公園の特性と課題を理解している点、公園の管理にかかる経費の縮減を図っている点並びに自主事業が施設の効用を最大限に発揮させる観点から工夫されている等の点で優れた評価を受けたため。</p> <p>【指定管理者選定委員会の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 近江富士 楽えんパートナーズからは、公園の魅力向上を図るための多くの提案があった。今後は、これらの提案内容の実現に向けて取り組むよう期待する。 施設運営に際しては、県と十分に協議を重ね、PDCAサイクルにより着実に実行いただきたい。 現在の指定管理者との引き継ぎに関しては、十分に時間をとって実施していただきたい。 <p>上記の結果、近江富士 楽えんパートナーズを指定管理者の候補者として、選定した。</p>						申請者	選定基準1 (配点10点)	選定基準2 (配点40点)	選定基準3 (配点25点)	選定基準4 (配点20点)	選定基準5 (配点5点)	合計	近江富士 楽えんパートナーズ	8.6	30.8	18.2	15.0	4.5	77.1	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	近江富士 楽えんパートナーズ	72.5	89.5	81.5	70.5	71.5	385.5	77.1	申請者	提示額	近江富士 楽えんパートナーズ
申請者	選定基準1 (配点10点)	選定基準2 (配点40点)	選定基準3 (配点25点)	選定基準4 (配点20点)	選定基準5 (配点5点)	合計																																		
近江富士 楽えんパートナーズ	8.6	30.8	18.2	15.0	4.5	77.1																																		
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																																	
近江富士 楽えんパートナーズ	72.5	89.5	81.5	70.5	71.5	385.5	77.1																																	
申請者	提示額																																							
近江富士 楽えんパートナーズ	247,713,600円																																							

別紙 《 審査の基準 》

選定基準 (条例第10条)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点	計
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること (1号)	・県民の公平な利用の確保に関する考え方	・申請団体の経営方針は適切か ・事業計画等に偏りがないか ・障害者・高齢者・子供等への配慮は適切か	・事業計画書	10	10
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること (2号)	・施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案	・森林づくりおよび森林文化に対する理解を深めるための事業や緑化意識の高揚のための事業の実施、施設の活用等について、新規性やチャレンジ性があり、施設の活性化に寄与することが期待される、魅力的な提案があるか ・提案内容が自主事業である場合は、自主事業承認基準を満たすことが見込まれるか。	・事業計画書 等	5	40
	・管理運営の基本方針	・公園内の各施設が設置された目的や概要を理解しているか ・施設の設置目的を達成できる管理運営をする能力がある、または達成できる見込みがあると認められるか ・管理運営目標に向けた取り組みに、積極性が認められ、目標達成に向けて現実性のある提案がなされているか		5	
	・公園の運営に関する考え方	・各施設の利用に関して魅力的な提案があるか ・公園の利用促進のための取組内容は適切か ・利用者へのサービス向上に向けての提案は適切か ・休園日・開園時間に関する考え方は適切か ・環境に配慮した業務運営であるか ・地域と連携した業務運営であるか ・苦情解決の方法に関する考え方は適切か ・利用者の要望の把握方法は適切か		10	
	・事業の実施に関する考え方と企画内容	・森林づくりおよび森林文化に対する理解を深めるための事業や緑化意識の高揚のための事業の実施について、魅力的・効果的な提案があるか ・森林ボランティアの育成のため、効果的・魅力的な事業の提案があるか		10	
	・公園の施設、設備および園地の適切な維持管理についての考え方	・施設の維持管理（樹木・植物園・散策路等の維持管理も含む）の方法は適切かつ効率的であるか ・入園者・施設利用者への安全確保に関する配慮は適切か		10	
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること (3号)	・管理運営経費の金額	・県が示した管理料の参考額をどの程度下回っているか	・収支計画書	15	25
	・管理運営経費の縮減および収入増に関する考え方	・必要経費を見積もったうえで、管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか ・利用料金収入増加に関して、魅力的かつ実現可能な提案があるか（利用料金に関する考え方は適切か等）	・事業計画書 ・収支計画書	10	
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること (4号)	・収支計画について	・収支計画と管理運営計画とが整合性があるか	・事業計画書 ・収支計画書 等	5	20
	・経営基盤について	・財務状況は健全であるか		5	
	・管理運営にかかる組織および人員について	・職員配置は適切か ・有資格者・専門技術者、施設運営を行うための知識を持った人材を配置できるか（森林環境教育・森林ボランティアの育成・宿泊施設管理・経理事務等） ・人材育成に関する考え方は適切か		5	
	・過去における類似施設の管理運営実績	・過去における類似施設の管理運営実績の有無 ・過去における類似施設の管理運営は適切であったか		5	
5 滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項	・地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用	・県内に本店を有する事業者であるか	・会社定款	2	5
		・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること。	・社会政策推進関連資料 等	0.5	
		・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	0.5		
		・高齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。	0.5		
		・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている、または障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。	0.5		
		・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること。	0.5		
		・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。 ①国際標準化機構が定めた規格 ISO14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	0.5		